

鶴見区民まつり実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鶴見区民まつり実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、鶴見区役所市民協働課内に置き、市民協働課および総務課教育担当が本会の処務を担う。

(目的)

第3条 本会は、大勢の鶴見区民が集い、交流を深め、コミュニティの輪を広げるため、誰もが気軽に参加できる鶴見区民まつりを実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鶴見区民まつりの実施に関すること
- (2) 鶴見区民まつりに関連する地域のコミュニティ事業への協力に関すること
- (3) その他、目的達成に必要な事項

第2章 組織

(組織)

第5条 本会は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 各地域連合振興町会等地域コミュニティに寄与する団体の長（別表1のとおり）
- (2) 社会教育関係団体の長（別表2のとおり）。
- (3) その他鶴見区で公益的な活動を行う団体の長（別表3のとおり）。
- (4) 鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会委員
- (5) 鶴見区役所
- (6) 本会の構成団体の推薦を受け、区長が適当と認める団体

2 本会には、実行委員長、副実行委員長の役員を置く。役員は、鶴見区コミュニティ育成実行委員会の会長及び副会長が就任する。

3 実行委員長は、本会を代表し会務を統括する。

4 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が不在のとき、又は実行委員長の依頼により、実行委員長の任務を代行することができる。

5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。各団体等からの委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

6 委員はその任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第3章 実行委員会

(実行委員会の招集)

第6条 実行委員会は、実行委員長が招集する。

2 実行委員会を招集するときは、委員に対し、会議の日時及び場所や議案等を示して、事前に通知しなければならない。

(審議事項)

第7条 次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 鶴見区民まつりの実施に関する事項。
- (2) 役員の選任及び解任に関する事項
- (3) 規約等の改正に関する事項
- (4) その他の重要事項

(議決等)

第8条 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した委員は、出席者とみなすものとする。

2 実行委員会の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、実行委員長の決するところによる。

3 委員は、実行委員会において、各々一箇の表決権を有する。ただし、別表4の委員は、議事の表決権は行使しない。

(実行委員会の書面表決等)

第9条 止むを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該団体の代表者が推薦する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における代理人は、第8条の規定中の委員として出席、表決したものとみなす。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補足

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営等に必要な事項は、実行委員会の議決を経て、区長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は、令和4年5月12日から実施する。

2 本会の設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立のあった日から令和5年3月31日までとする。

別表 1（第 5 条第 1 項第 1 号関係）

1 地域連合振興町会等地域コミュニティに寄与する団体の長

- ・ 緑連合振興町会
- ・ 鶴見北連合振興町会
- ・ 鶴見連合振興町会
- ・ 榎本連合振興町会
- ・ 今津連合振興町会
- ・ 茨田南連合振興町会
- ・ 茨田連合振興町会
- ・ 茨田東連合振興町会
- ・ 茨田北連合振興町会
- ・ 焼野連合振興町会
- ・ 茨田西連合振興町会
- ・ 横堤連合振興町会
- ・ 未来の鶴見区を考える会

別表 2（第 5 条第 1 項第 2 号関係）

1 社会教育関係団体の長

- ・ 鶴見区地域女性団体協議会

別表 3（第 5 条第 1 項第 3 号関係）

1 鶴見区で公益的な活動を行う団体の長

- ・ 地域防犯部地域支部

ただし、地域については、各事業年度で協議し、実行委員会で承認を行う。

別表 4（第 8 条第 3 項関係）

- ・ 未来の鶴見区を考える会